

○豊島区ホームページ運営基準

平成20年10月1日

課長決定

制定 平成20年10月1日

改正 令和5年6月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、豊島区ホームページ管理運営要綱（「平成20年10月1日政策経営部長決定」以下「管理運営要綱」という。）第5条第5項に定めるコンテンツ作成における遵守すべき事項について定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) コンテンツ

豊島区ホームページ（以下「区ホームページ」という。）の構成に必要な一切の情報をいう。

(2) リンク

他団体・個人のホームページと区ホームページを接続することをいう。

(3) ウェブアクセシビリティ

心身の機能に制約のある人や使用している機器に制約がある人でも、その制約に関わらずインターネットで提供されている情報やサービスを支障なく利用できるようにすること。

(掲載すべき情報)

第3条 管理運営要綱に定められた豊島区ホームページ情報管理者（以下「情報管理者」という。）は、自ら所管する情報のうち、次の各号に定める事項を公開するよう努めなければならない。

(1) 事務事業の内容およびサービスに関する情報

(2) 区民の閲覧に供するために作成された各種計画書、パンフレット、広報紙等の情報

(3) 報道機関等を通じて広く区民等に周知することを目的として作成した情報

(4) 問合せ先

(5) その他情報管理責任者が区ホームページを管理運営するうえで必要と認める情報

(掲載禁止事項)

第4条 情報管理者は、コンテンツの作成に際して、法律、条例等のほか、次に定める事項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(1) 区の信用を失墜するおそれのある虚偽の情報、公序良俗に反する内容を含む情報及び特定の個人又は法人の名誉を毀損するおそれのある内容を含む情報を提供してはならない。

(2) 特定の政党、政治団体、宗教団体、思想又は宗教に対する支持又は不支持を表明する内容を含む情報を提供してはならない。

(個人情報取り扱い)

第5条 情報管理者は、個人情報を掲載するにあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適正に管理しなければならない。

(知的所有権の取り扱い)

第6条 情報管理者は知的所有権(著作権等)に配慮し、既存の情報を利用する場合には、著作権者等の許可なく掲載してはならない。

(コンテンツ作成方法)

第7条 情報管理者はコンテンツ作成にあたり、管理運営要綱に定められた豊島区ホームページ管理運営責任者(以下「管理運営責任者」という。)が別途定める、配慮事項を遵守しなければならない。

(情報管理者間の協力)

第8条 情報管理者は、利用者の利便性向上のため、他の情報管理者と共同してコンテンツの提供にあたることができる。

(公開時期についての留意点)

第9条 情報管理者は、コンテンツの提供時期について次の点に留意すること。

(1) 行事等の情報掲載にあたっては募集期間・実施期間を考慮し、掲載期間を定め、情報の掲載・更新・削除等を行なうこと。

(2) 行事等の掲載にあたっては、他の媒体との連携を図り、公平性の確保に努めること。

(コンテンツの管理運営)

第10条 コンテンツの公開及び削除は、情報管理者の承認を得て行う。

2 コンテンツの作成を外部委託する場合は、情報管理者は、事前に管理運営責任者と協議すること。

(リンク先及び選定要件)

第11条 区ホームページからのリンク先は、次のとおりとする。

- (1) 官公署およびその外郭団体
 - (2) 公益法人およびこれに準ずる団体（宗教法人を除く）
 - (3) 豊島区が補助金等で助成している団体
 - (4) その他情報管理者が利用者にとって有益と認める団体又は個人
- 2 リンク先ホームページが次のいずれかに該当する場合はリンクすることができない。
- (1) アダルトコンテンツ（性的又は暴力的描写などの表現をいう。）を含むもの
 - (2) 犯罪行為に結びつくもの又は違法な内容を含むもの
 - (3) 個人、団体等の名誉、財産、プライバシーを侵害する内容又は個人、団体等を誹謗中傷する内容を含むもの
 - (4) 特定の政党、政治団体、宗教団体、思想または宗教に対する支持または不支持を表明する内容を含むもの
 - (5) 選挙の事前運動、選挙運動その他これらに類するもの又は公職選挙法に抵触する内容を含むもの
 - (6) 個人情報の取り扱いについて十分な配慮を行っていないもの
 - (7) 著作権法その他関係法令に抵触しているもの
 - (8) 不正アクセスやシステム停止を引き起こす内容を含むもの
 - (9) その他、公序良俗に反するもので、リンクが適当でないと情報管理者が認めるもの
- 3 他団体・個人から区ホームページへのリンクは、行政運営に支障の無い範囲において制限しない。ただし、相手のホームページが上記第2項に該当する場合はリンクを拒否する。
- 4 前項各項により選定したリンクをコンテンツとして設置する場合は、情報管理者は、事前に管理運営責任者と協議を行うものとする。
- 5 情報管理者は、リンク後も、相手先のホームページが上記第2項に該当していないか定期的に確認するものとする。

（補則）

第12条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理運営責任者と情報管理者の協議により定める。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。